

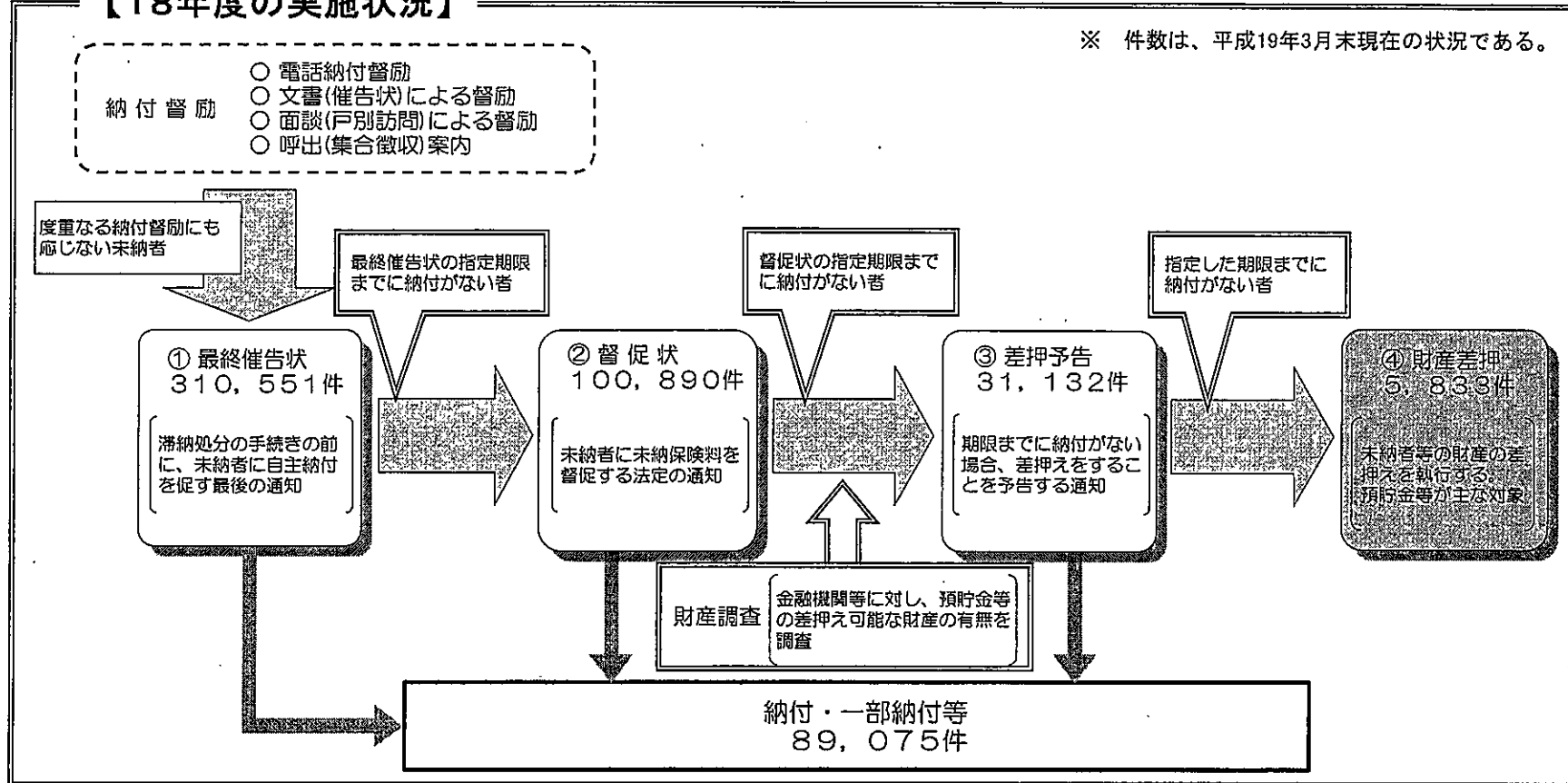
強制徴収の実施状況

○ 目標値と実施状況

平成18年度最終催告状の発行目標35万件に対し、約31万件を発行した。

【18年度の実施状況】

※ 件数は、平成19年3月末現在の状況である。



(実施状況：平成19年3月末現在)

	平成15年度着手分	平成16年度着手分	平成17年度着手分	平成18年度着手分
最終催告件数 (強制徴収対象者数)	9,653 件	31,497 件	172,440 件	310,551 件
督促件数	416 件	4,571 件	56,407 件	100,890 件
差押件数	50 件	636 件	8,585 件	5,833 件

国民年金保険料収納事業にかかる市場化テストモデル事業について

1. 目的

「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」（平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議）に基づき、社会保険庁が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収や免除勧奨を除く納付督促業務等を包括的に委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、収納率の向上を図るとともに、当該業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する。

2. 委託の範囲

国民年金保険料の未納者に対する納付督促業務、被保険者からの委託に基づく保険料の納付受託業務、口座振替の獲得業務、記録の管理及び報告を包括的に委託。

3. 対象社会保険事務所及び受託事業者

(1) 平成17年度～

5箇所（実施期間：平成17年10月～平成18年9月）

- | | | |
|----------------|---|-------------------|
| ①弘前社会保険事務所（青森） | } | (株)もしもしホットライン |
| ②宮崎社会保険事務所（宮崎） | | |
| ③足立社会保険事務所（東京） | } | イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ④熱田社会保険事務所（愛知） | | |
| ⑤平野事務所（大阪） | | |

(2) 平成18年度（継続分）（受託事業者は新たな入札により決定）

5箇所（実施期間：平成18年10月～平成19年9月）

- | | | |
|----------------|---|---------------|
| ①弘前社会保険事務所（青森） | } | (株)トライアイ |
| ②足立社会保険事務所（東京） | | |
| ③熱田社会保険事務所（愛知） | } | (株)もしもしホットライン |
| ④平野事務所（大阪） | | |
| ⑤宮崎社会保険事務所（宮崎） | | |

(3) 平成18年度（新規分）

30箇所【拡大】（実施期間：平成18年7月～平成19年9月）

- | | | | |
|-------------------------|--------------------|------------------------|--------------------|
| ①茨城地区（水戸北、水戸南） | …(株)もしもしホットライン | ⑧神奈川地区（厚木、相模原、横須賀、鶴見） | …(株)もしもしホットライン |
| ②埼玉中北部地区（熊谷、浦和） | …(株)もしもしホットライン | ⑨愛知地区（名古屋西） | …(株)もしもしホットライン |
| ③埼玉中西部地区（川越） | …(株)もしもしホットライン | ⑩京都地区（下京） | …イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ④千葉北部地区（佐原、松戸） | …(株)もしもしホットライン | ⑪大阪地区（難波、今里、福島、大手前、城東） | …(株)もしもしホットライン |
| ⑤千葉南部地区（木更津） | …(株)トライアイ | ⑫兵庫地区（三宮、兵庫） | …イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ⑥東京東部地区（上野、江戸川、荒川、墨田、港） | …(株)もしもしホットライン | ⑬福岡地区（中福岡） | …(株)トライアイ |
| ⑦東京西部地区（新宿、渋谷、武蔵野） | …イー・シー・エス債権管理回収(株) | | |

4. 公共サービス改革法

- 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）」において、国民年金保険料の収納事業が対象事業として規定された。
- 上記モデル事業終了後は、引き続き公共サービス改革法に基づく国民年金保険料収納事業として実施を予定。
（平成19年10月より、95箇所を対象として実施予定）

国民年金保険料の多段階免除制度について

1. 趣 旨

- 平成16年の年金制度改正により、保険料を納付しやすい環境整備を図る観点から、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな所得基準を設定した多段階免除制度を導入。

2. 多段階免除制度の内容（平成18年7月1日施行）

- 現行の全額免除と半額免除の2段階に4分の1免除及び4分の3免除の2段階を加え4段階とする。

(平成18年6月まで)	(平成18年7月から)	(所得基準)	(将来の年金額) (国庫負担1/2の場合)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">非免除</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #cccccc;">半額免除</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">全額免除</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">非免除</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">1/4免除</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #cccccc;">半額免除</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">3/4免除</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">全額免除</div>	<p>..... 158万円（+各種控除）超</p> <p>..... 158万円（+各種控除）以下</p> <p>..... 118万円（+各種控除）以下</p> <p>..... 78万円（+各種控除）以下</p> <p>..... 57万円以下</p>	<p>10/10</p> <p>7/8</p> <p>3/4</p> <p>5/8</p> <p>1/2</p>
<small>※所得額は単身者の場合</small>			

学生納付特例制度について

20歳以上の学生については、平成3年度から国民年金が強制適用となり、保険料納付は親元世帯の所得を考慮する学生免除基準が適用されていた。しかし、学費や仕送りで負担の多い時期に国民年金保険料まで親が負担するのは経済的に大変といった意見等を踏まえ、平成12年4月から学生本人の所得が一定額以下の場合については、学生時代には保険料の納付を要せず、社会人になってから保険料が納付できる仕組みを導入した。

1. 対象者

大学（大学院）、短大、高校、高専、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る。）等に在学（夜間・定時制課程、通信課程も含む。）する20歳以上の学生であって、本人の前年の所得が所得基準額以下である者

（参考）所得（収入）の目安

世帯構成	平成19年度基準
4人世帯（夫婦・子2人）	282万円（420万円）
2人世帯（夫婦のみ）	195万円（304万円）
単身世帯	141万円（227万円）

※（ ）内は給与所得者の年収ベース

2. 基礎年金との関係

- (1) 老齢基礎年金 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額の計算には反映されない（カラ期間）
- (2) 障害基礎年金等 学生納付特例期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金又は遺族基礎年金を支給

3. 申請方法等

- (1) 住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請書に必要書類を添えて申請（毎年度申請が必要）
- (2) 承認される期間は、申請した年度の4月から3月まで

4. 追納

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料の追納が可能。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算

5. 学生納付特例者数(年度末現在)

(平成13年度)148万人 (平成14年度)154万人 (平成15年度)168万人 (平成16年度)173万人 (平成17年度)176万人

若年者納付猶予制度について

平成12年4月から学生納付特例制度が創設されたが、学生でない若年者については、本人の所得が低くても収入のある親と同居している場合には保険料免除の対象となっていなかった。そこで、平成16年の年金制度改正において、このような若年者が将来無年金・低年金となることを防止するため、平成17年4月から、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得が一定以下の場合には保険料納付を猶予し、負担できることとなった時点で保険料を追納できる仕組みを導入した（10年間の時限措置）。

1. 対象者

30才未満の第1号被保険者であって、本人及び配偶者の前年の所得が基準額（全額免除基準と同額）以下である者（世帯主の所得は判断の対象外）

（参考）所得（収入）の目安

世帯構成	平成19年度基準
4人世帯（夫婦・子2人）	162万円（258万円）
2人世帯（夫婦のみ）	92万円（157万円）
単身世帯	57万円（122万円）

※（ ）内は給与所得者の年取ベース

2. 基礎年金との関係

- （1）老齢基礎年金 納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額の計算には反映されない（カラ期間）
- （2）障害基礎年金等 納付猶予期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金又は遺族基礎年金を支給

3. 申請方法等

- （1）住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請書に必要書類を添えて申請（毎年度申請が必要。ただし、あらかじめ翌年度以降も若年者納付猶予を申請することを申し出た場合は不要）
- （2）承認される期間は、申請した年度の7月から翌年度の6月まで（申請した日が4月から6月の場合は前年度の7月から申請した年度の6月まで）

4. 追納

納付猶予期間については、10年以内であれば保険料の追納が可能。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算

5. 若年者納付猶予者数

平成18年3月末現在 34万人

今回の事業運営改善法案に盛り込んでいる事項（収納対策関係）

（国民年金法関係）

1. 保険料を納めやすい環境の整備・手続の簡素化等

①クレジットカードによる保険料納付〔平成20年3月31日までの日で政令で定める日〕

○国民年金保険料の納付方法として、口座振替、コンビニ、インターネット納付等に加え、クレジットカードによる納付を可能とする。

②任意加入被保険者の保険料納付方法として口座振替を原則化〔平成20年4月施行〕

○国民年金の任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者等）について、口座振替による保険料納付を原則とすることにより、納め忘れを防止し、年金受給権の確保を確実にする。

③保険料免除等の手続の簡素化

○国民年金保険料の免除の対象者である生活保護受給者や学生等について、免除手続を確実にし、また重点的に申請の勧奨ができるよう、福祉事務所（生活保護受給者）や医療保険者（医療保険各法の被扶養者）等に対し、情報の提供を求めることができることとする。

〔公布日施行〕

○大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることとする。

〔平成20年4月施行〕

2. 社会保険制度内での連携による保険料納付の促進

(国民健康保険法、国民年金法関係)

①国民健康保険（市町村）との連携〔平成20年4月施行〕

- 市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対して、国民健康保険被保険者証に通常より短期の有効期間を定めることができることとし、未納者との接触の機会を設けることにより、保険料免除や納付の促進ができるようになる。
- 上記の短期の被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、当該市町村がその申出により、納付受託機関となることができることとする。

(健康保険法、介護保険法、社会保険労務士法、国民年金法関係)

②社会保険制度内の連携

- 社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護サービス事業者及び社会保険労務士）による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととする。〔平成21年4月施行〕
- 併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。〔平成20年4月施行〕

(国民年金法関係)

3. 事業主との連携による保険料納付の促進〔公布日施行〕

- 従業員の国民年金に関する適切な手続の実施や保険料の納付を促進し、年金受給権の確保に資するため、事業主に対し、事業所における周知や保険料の納付の勧奨等に関して、必要な協力を求めることができることとする。